

# 新型コロナウイルス感染症の影響により 収入が減少する世帯に係る国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の 減額又は免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少する世帯で、一定の要件に該当する場合、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料（以下「保険料」）が減額又は免除（以下「減免」）される可能性がありますので申請期限までにご相談ください。

## 対象となる世帯

①感染症により、主たる生計維持者<sup>注1</sup>が死亡、又は重篤な傷病（長期入院を伴う等）を負った世帯

②感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等（給与収入・事業収入・不動産収入又は山林収入）の減少が見込まれ、以下の「要件」全てに該当する世帯  
※事業等の廃止や失業を含む

注1：主たる生計維持者・・・国保または後期に加入している世帯の「世帯主」のこと。ただし、その世帯の生計が、世帯主以外の同じ世帯内の誰か（一人）の収入で維持されている場合は、その当人

## 要件

※上記対象世帯「②」に該当する場合、以下の全ての要件に該当している必要があります。(1)は「収入」です。(2)(3)は「所得」（控除前の金額）です。

- (1)主たる生計維持者の今年度の事業収入等のうち、いずれかの収入が前年と比べて30%以上減少することが見込まれること。
  - (2)主たる生計維持者の前年度の所得の合計額が1,000万円以下であること。
  - (3)主たる生計維持者の事業収入等で、減少が見込まれる事業収入等以外の前年度の所得の合計額が400万円以下であること。
- ※前年収入の比較とは、減免対象保険料が令和3年度の場合「令和3年中と令和2年中の収入」を、令和2年度の場合は「令和2年中と令和元年中の収入」をそれぞれ比較する。

## 減免対象保険料

令和2年度及び令和3年度分の保険料で、納期限が令和3年4月1日から令和4年3月31日までのもの

## 減免される金額

上記「対象となる世帯」①・・・全額免除

上記「対象となる世帯」②・・・次のとおり

$$\begin{array}{c} \text{注2} \\ \text{世帯の} \\ \text{保険料} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{30\%以上減少が見込まれる、主たる生計} \\ \text{維持者の事業収入等の前年の所得額} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{主たる生計維持者と、その世帯に属する} \\ \text{国保または後期加入者全員の前年の合} \\ \text{計総所得額} \end{array}} \times \begin{array}{c} \text{注3} \\ \text{減免割合} \end{array} = \begin{array}{c} \text{減免される} \\ \text{保険料額} \end{array}$$

注2：世帯の保険料・・・国保は国保の方のみ、後期は後期の方のみの保険料

注3：減免割合・・・次のとおり

主たる生計維持者の前年合計所得金額	300万円以下	400万円以下	550万円以下	750万円以下	1,000万円以下
減免割合	100%	80%	60%	40%	20%

※事業等の廃止や失業の場合は、前年の合計所得金額にかかわらず減免割合は100%となります。

申請期限：令和4年3月31日

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少する世帯に係る  
国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の減免について  
減免対象確認フローチャート

あなた様のご世帯が、この度の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少見込である場合、保険料の減免対象となるかどうかのフローチャートです。

